

平成23年4月
市川市臨時教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成23年4月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 平成23年4月1日（金） 午後4時00分 開議
- 2 場 所 市川教育会館2階研修室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 委員長の選挙
 - 5 会議録署名委員の指名
 - 6 議案第1号 市川市教育委員会教育長の任命について
議案第2号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
 - 7 報告第1号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程の一部を改正する規程に関する臨時代理の報告について
報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第4号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
 - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第1号 市川市教育委員会教育長の任命について
議案第2号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
報告第1号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程の一部を改正する規程に関する臨時代理の報告について
報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について

報告第4号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について

- 5 出席委員
- | | |
|-----|-----|
| 宇田川 | 進 |
| 吉岡 | 博之 |
| 五十嵐 | 芙美子 |
| 中村 | ふじ江 |
| 内田 | 茂男 |
| 田中 | 庸惠 |

6 出席職員、職・氏名

教育次長	岡本	博美	教育総務部長	下川	幸次
学校教育部長	古山	弘志	生涯学習部長	倉橋	常孝
教育総務部次長	高坂	哲	学校教育部次長	藤間	博之
生涯学習部次長	角来	富美枝	教育政策課長	大野	英也
人事福利担当室長	竹中	秀成	就学支援課長	高橋	まゆみ
教育施設課長	金子	登志夫	義務教育課長	赤石	欣弥
指導課長	押田	敏郎	保健体育課長	水嶋	雅
生涯学習振興課長	丸山	賢治	地域教育課長	鈴木	栄司
青少年育成課長	安部	幸弘	公民館センター長	齋藤	忠昭
中央図書館長	松本	雅貴	考古博物館長	新木	等
自然博物館長	宮田	明吉			

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	竹内	博之
〃	主 幹	山田	浩一
〃	副主幹	近藤	孝子
〃	副主幹	宮内由	美子
〃	副主幹	関原	一久
〃	主 査	吉成	悟

○ 事務局

会議の開催に先立ちまして、宇田川委員並びに田中委員が23年2月市議会定例会において議会の同意を受け、市長から4月1日付で市川市教育委員会教育委員に任命されました。ここでお2人にご挨拶をいただきたいと思います。宇田川委員からよろしく願いいたします。

○ 宇田川委員

— 挨拶は割愛 —

○ 事務局

次に田中委員、お願いいたします。

○ 田中委員

— 挨拶は割愛 —

○ 事務局

ありがとうございました。続きまして、本日4月1日付で職員の異動がございましたので、組織順に自席で役職名・氏名を述べさせていただきます。

— 職員の紹介 —

○ 事務局

続きまして、事務局職員の紹介です。

— 事務局の紹介 —

○ 事務局

平成23年3月31日をもちまして、宇田川委員の教育委員長としての任期が満了することから、改めて教育委員長を選出することとなります。そこで、委員長が決まるまでの間、委員長職務代理者であります吉岡委員に会議の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○ 吉岡職務代理者

それでは、委員長が決まるまでの間、私が委員長の職務代理として、会議の進行を執り行わせていただきます。ただいまより、平成23年4月臨時教育委員会を開会いたします。それでは、お配りしてあります日程に従い議事を進めます。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。次に、会期の決定ですが、この臨時会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。次に、法第12条第1項及び会議規則第5条の規定に基づき、議事4委員長の選挙を行います。選挙の方法について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局

選挙の方法は、地方自治法第118条の第2項により、指名推薦の方法でも差し支えないこととなっており、本市では、これまで指名推薦で委員長を選んでいたいております。

○ 吉岡職務代理者

指名推薦との説明がありましたが、この方法によることでよろしいでしょうか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 吉岡職務代理者

それでは、推薦をお願いします。

○ 内田委員

宇田川委員に引き続き委員長をお願いしたらどうかと思います。

○ 吉岡職務代理者

宇田川委員を推薦したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 吉岡職務代理者

宇田川委員にご異議がないようですので、宇田川委員、教育委員長をお願いできますでしょうか。

○ 宇田川委員

わかりました。

○ 吉岡職務代理者

ありがとうございます。

○ 事務局

それでは、宇田川委員長には、本日、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間、委員長の職をお願いいたします。委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○ 宇田川委員長

— 挨拶は割愛 —

議事を続けます。議事5会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、内田委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。最初に、人事に関する審議に入りますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条6項のただし書きの規定により公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同法同条第7項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。会議規則第10条の規定により、指定する者以外は退席することとなります。教育次長、各部長、教育政策課長以外は退席してください。

(指定した職員以外退席)

非公開事案

○ 宇田川委員長

ただいま田中委員を教育長に任命することといたしました。任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第3項の規定により、平成23年4

月1日から委員としての任期中在任といたします。ここで人事に関する審議が終了いたしましたので、会議を再び公開することといたします。

(退席した職員着席)

○ 宇田川委員長

それでは、田中教育長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 田中委員

— 挨拶は割愛 —

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に議案第2号 市川市教育振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の2ページをごらんください。本案につきましては、市川市教育振興審議会条例に基づきまして、平成23年4月1日に教育振興審議会を設置いたしますことから、その委員を委嘱する必要があるため、提案させていただくものでございます。それでは、今回、委嘱を予定しております委員候補者につきましてご説明申し上げます。3ページをごらんください。委員につきましては、条例第4条第1項の規定により、大学教授等の学識経験のある者、校長等の学校教育の関係者、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者、地域における教育の向上に資する活動を行う者から委嘱することとしてございます。これらの選出区分につきましては、審議会の前身であります教育振興会議におきまして、平成23年度に策定いたします平成24年度及び25年度を計画期間とする教育振興基本計画の後期実施計画編についてご意見をいただきたいと思いますことなどを考慮いたしまして、教育振興会議の委員構成をもとに規定したところでございます。したがって、審議会の委員につきましては、審議会の前身であります教育振興会議の委員であった方を引き続き委嘱しようとするものでございます。ただし、教育振興会議の委員のうち、中学校生徒の保護者であったお2人につきましては、お子様が中学校を卒業されたため、審議会の委員として委嘱することができませんため、新たに委嘱するものでございます。それでは、具体的な委嘱予定者でございます。学識経験を有する者としていたしましては、大熊徹東京学芸大学教授、中田洋二郎立正大学心理学部教授、渡邊智子千葉県立保健医療大学教授、油井宏子NHK学園講師の4名、学校教育の関係者としていたしましては、松田生彦市川市立富貴島小学校長、田邊美代子市川市立塩焼幼稚園長の2名を、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者としていたしましては、西宮敬子元家庭教育学級の学級長さんでございます。もう1名ハリス貴子さん、北方小学校PTA会長でございます。なお、同氏につきましては、市川市PTA連絡協議会事

務局長も務められておるところでございます。この2名の方を、それから、地域における教育の向上に資する活動を行う者といたしましては、角谷好枝さん、コミュニティクラブ推進会議委員、田島雄光さん、行徳地区教育協議会会長の2名を、以上、合計10名でございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第2号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に報告に入ります。報告第1号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程の一部を改正する規程に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 教育政策課長

議事日程の4ページをごらんください。本件は、会議を招集する暇のないときは、教育委員会は教育委員会の規則及び訓令の制定、改廃等の教育委員会の権限に属する事項の処理について、「教育長をして臨時に代理させる」旨を規定しております教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づきまして、教育機関等処務規程の一部を改正する規程につきまして、平成23年3月30日に、教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長は、「臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議にその旨を報告しなければならない」旨を規定しております同規則第2条第3項の規定に基づき、その旨をご報告申し上げます。それでは、その内容につきましてご説明いたします。まず、今回、本規程の一部を改正することといたしました理由でございます。教育振興会議を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置する市川市教育振興審議会条例が平成23年2月市議会定例会において可決されまして、同年4月1日から施行されるところでございます。教育振興審議会に関する事務につきましては、その条例第7条におきまして、「審議会の事務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。」と規定し、具体的には教育総務部教育政策課において処理することとしたところでございます。そこで、教育政策課の事務分掌にその旨を加える必要がございますことから、本規程の一部を改正するものでございます。続きまして、改正内容でございます。議事日程の6ページの新旧対照表をごらんください。教育政策課の事務分掌に「教育振興審議会に関すること。」を加えるものでございます。最後に、施行期日についてご説明申し上げます。5ページでございます。改正文の附則をごらんください。この規程

の施行期日、すなわちこの規程による改正後の本規程の適用日について定めるものでございます。この施行期日につきましては、条例の施行期日が平成23年4月1日でありましたことから、条例の施行期日と合わせまして、同日をこの規程の施行期日としたところでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。次に報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 教育政策課長

議事日程7ページでございます。本件は、先ほどご説明申し上げました規程の改正と同じく教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づきまして、市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則につきまして、平成23年3月30日に教育長が臨時に代理をいたしましたので、同規則第2条第3項の規定に基づきまして、その旨をご報告申し上げます。それでは、市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正の内容につきましてご説明申し上げます。まず今回、本規則の一部を改正することといたしました理由でございます。本規則につきましては、地方自治法第180条の7の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務を、権限の配分に変更を加えることなく、市長の補助職員に内部的に補助させる補助執行に関し必要な事項を定めてございます。現在、教育委員会は、市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の規定に基づきまして、住基カードを利用して図書等の貸し出しを行うサービス、具体的には、教育委員会がバーコードを貼付した住基カードが提示された場合においても、市立図書館等において図書等の貸し出しを行うサービスを提供しているところでございます。このサービスの提供を受けるために必要となる申請等の受け付け、審査等の事務につきましては、このサービスの提供を受ける市民の利便を考慮いたしまして、市民課等の住基カードを交付する窓口においても行えるようにするため、本規則に基づきまして、その窓口勤務する職員及びその管理職に補助執行させているところでございます。今回、市政戦略会議の答申を踏まえまして、市長は、平成22年度をもちまして、住基カードを交付する窓口の1つであるいちかわ情報プラザ2階の電子行政サービス窓口を廃止することといたしました。これに伴いまして、電子行政サービス窓口において住基カードを交付しなくなりますことから、その窓口において補助執行させている職員の補助執行を解除する必要があったものでございます。また、経済部門のさらなる強化を目的といたしまして、市民経済部から経済部を独立させるとともに、現在の市民経済部の所掌事務のうち経済部が所掌することとなる事務以外の事務を所掌す

る組織を市民部とすること等を内容とする市川市行政組織条例の改正が、平成23年2月市議会定例会において可決されまして、同年4月1日から施行されることに伴いまして、条文の整備を行う必要があったほか、所要の改正を行う必要があるものでございます。続きまして、主な改正内容でございます。9ページ、新旧対照表をお願いいたします。第3条の表をごらんください。住基カードを利用いたしまして図書等の貸し出しを行うサービスに係る申請等の受け付け、審査等の事務を補助執行させる職員を改めたものでございます。まず、電子行政サービス窓口の廃止に伴いまして、補助執行させる職員から、電子行政サービス窓口において補助執行させておりました「情報政策部の職員」を削ったものでございます。次に、市民経済部につきましては、市民課、大柏出張所及び市川駅行政サービスセンターの職員及びこれらを所管する部長に補助執行させておりましたが、行政組織条例の改正に伴いまして、市民課等は市民部に属することとなりましたことから、「市民経済部長並びに市民経済部市民課」を「市民部長、市民部次長並びに市民部市民課」に改めたものでございます。なお、今回、補助執行させる職員に次長を加えてございますが、これは、事務の実態に合わせて加えたものでございます。続きまして、第2条第2号、それから第4条第2項及び別表の改正でございます。これらは、本規則内における規定の整合性を図る条文整備を行ったものでございます。最後に、施行期日についてご説明申し上げます。議事日程の8ページでございますが、改正文の附則をごらんください。施行期日につきましては、平成22年3月31日をもって電子行政サービス窓口が廃止されることとされたこと及び行政組織条例の改正の施行期日が平成23年4月1日でありましたことから、同日をこの規則の施行日としたものでございます。以上でございます。よろしくご説明申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。次に、報告第3号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ 教育政策課長

資料の11ページをお願いいたします。平成23年4月1日付の教育委員会事務局及び市職員の人事異動につきましては、市長部局等との調整もありますことから、異動案の作成に時間がかかりまして、内示日までの間に委員会を招集する暇がございましたので、平成23年3月22日に、12ページの内容で教育長が臨時代理をさせていただきましたので、市川市教育委員会事務委任規則第2条第3項の規定に基づきましてご報告させていただくものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。次に報告第4号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について説明を求めます。

○ 義務教育課長

議事日程の13ページから15ページをごらんいただきたいと思います。平成22年度末及び平成23年度における市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭に関する人事異動につきましては、千葉県教育委員会に内申する前に、本来は定例教育委員会、あるいは臨時教育委員会において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでございますが、千葉県教育委員会との調整から内申提出までの期間が大変短いものであり、時間がございましたことから、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、教育長が臨時代理をさせていただきました。このことにより、平成22年度の市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動は完結いたしました。したがって、今回は同規則第3条の規定により、ご報告するものでございます。具体的な内容につきましては、資料14ページと15ページのとおりでございます。それぞれのページにおける1の「退職」につきましては、定年及び市教育委員会への異動のための退職者でございます。2の「転補」につきましては、市内の学校間異動者となっております。3の「新任」につきましては、県及び市行政機関から学校への異動による再任者と、校長の場合は教頭から、教頭の場合は教諭よりの昇任者となっております。最後に、4の「その他」は、県立学校、県教育委員会及び管内他市への異動者となっております。なお、人事異動の概要と一般職員の異動につきましては、別冊資料としてまとめ、教育委員の皆様の上に置かせていただきました。後ほどごらんいただければと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第4号を終了いたします。本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成23年4月臨時教育委員会を閉会いたします。

(午後4時37分閉会)

署 名 委 員

委 員 長

委 員

委 員

宇田川 進
河田 茂男

田中 康恵